

1 2 3 4 5 6 7 8 9 21

日一十二月八年四十正大

報情外内

號十五百第

| | |
|---------------------------|-----------|
| 目次 | |
| 支那 | 情報 |
| 九省聯盟の擁護と七省の擁護 | 三 |
| 貴州の饑饉と九江の旱災 | 五 |
| 江蘇時事 | 九 |
| 福建近情 | 一五 |
| 楊希閔の贛南退入 | 一九 |
| 許崇智軍備整飭の訓令 | 二〇 |
| 國民政府軍事委員會の任命 | 二二 |
| 廣東省政府建設廳の組織章程 | 二三 |
| 廣東航空事業の大計劃 | 二五 |
| 香港封鎖計議と廣東政府 | 二七 |
| 廣東時局現勢 | 二九 |
| 比律賓 | |
| 廣西戦後の新局面 染料市場としての支那(F) | 三三 |
| 比島對外貿易一斑(五) | 三五 |
| 馬來半島 | |
| 英領馬來の五・六月度議談輸出高 | 三六 |
| 議談市況の好轉(上) | 三八 |
| 英領印度 | |
| 一九二三年度英領印度對外貿易(二) | 四二 |
| 一九二五年上五箇月比島貿易表 (大表) | 四五 |
| 蘭領東印度紙及紙製品輸入表 (小表) | 四五 |

課查調房官督總灣臺

九省聯防の内容 九省聯防の盟約は確かに七月二十三日午前三時武昌にて調印されたるは事實なるが、此の盟約の内幕は如何といふに、九省聯防問題の未だ實現せざる以前、已に七省聯防なるものありて、即ち今春三月會議され、其の參與者には湖南・湖北・四川・貴州・江西・福建・浙江の七省あり。皆直隸系の完全なる團體に屬し、吳佩孚は勿論此の會議に預りたりしならん。當時白堅武が病氣療養の名の下に漢口佛國租界に塾居すること殆んど二箇月なりしは、全く同問題の爲なる由傳へらる。而して當時楊森の免職されたるは或人が此の問題を政府に通告せし爲なりと聞く。然るに今回の九省聯防中の分子は前の七省のとは稍其趣を異にし、七省聯防の中心分子たる湖南・福建・浙江を除き、更に前回のとは全く關係を有せざるが如き觀ある安徽・山西等の數省を加入せしめあり。此れに由りて觀れば新聯防の目的は其盟約第四條の擁段に在るや明かなり。然るに尤も不思議なるは新盟約成立後、従前の七省舊盟約の依然として存在せる

支那

□九省聯盟の擁段と七省の擁吳

情報

□一九二五年上五箇月比島貿易表

(單位：比)

| 商 品 | 一九二四年五月 | | 一九二五年 | |
|-----------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | 五 月 | 一 九 二 五 年 | 上 五 箇 月 | 年 |
| 馬 尼 拉 出 口 | 四、七六〇、〇〇〇 | 五、三三三、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 椰 子 | 九、七九八、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 糖 油 | 三、九一〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 麻 油 | 三、九一〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 雜 貨 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 草 藥 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 其 他 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 合 計 | 三、七六〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 輪 船 入 口 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 |
| 鐵 鋼 製 品 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 綿 織 品 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 布 類 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 乳 酪 製 品 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 肉 類 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 小 動 車 及 其 附 屬 品 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 紙 張 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 皮 及 其 製 品 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 其 他 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 合 計 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 | 一、三三三、〇〇〇 |

(カムマース・リポート七月六日)

事にて、新盟中の人々が他の人の質問に對し、新舊二約の諸條文を對照するに双方何の衝突せる點もなし。只新約文中には擁護の箇條多きのみなりと答へたる程なれば、新聯防の目的は自ら推察するを得べく、其の中間に立ちて活動せるものは該各省代表のみには限らず、去月中旬北京より漢口に返れる鄭萬瞻(安福派中湖北省の健將)が、未だ半箇月も立たざるに河南に赴きて二十餘日の逗留を爲し、又鄧漢祥(貴州の袁祖銘と久しき聯絡を有せるもの)が上海問題調査の爲め南下せるが如き、皆其の聯絡に關係あるを知る。而して今回の九省新盟には湖北の蕭耀南のみ顔を出し吳佩孚は全く參與せざるものに似たり。故に楊森・孫傳芳・周蔭人・趙恒惕の如きも皆加入を肯せざる譯なるが、其の對する所は奉天系に在るは知るべく、而して同盟各省中皆十分に此の規約を遵守し得るや否やは固より疑問に屬せり。更に其後の消息によるに彼の鄭萬瞻と劉文明との二人が該新盟の活動中心なりし事明了となりたると同時に、前の九省中の幾省か、已に其の情勢の推移を生じたる譯なるも、(陝西の吳新田・安徽の王揖唐・四川の劉湘・貴州の袁祖銘等)右二人の意向は夫には頓著せず、只九省聯防といへる名だけ存すれば北方某系の野心を差し控へしむる作用は十分に存在せる如く觀察し居れり。隨ひて該九省の加入を肯てせしものは中央段側の體面を立てしむるに在るのみなり。

七省聯盟の雞公山會議 九省聯盟の未だ實現せざる以前より七省のそれは已に醞釀し居り、

目下尙進行中に在り。過日岳維峻が該會議に参加すべしとの報道を爲し、は之が爲にて、其會議場は雞公山なりといふ。要するに九省聯盟は擁護の爲にして七省のは擁護に在るは事實なるが、北方某系も代表を派して参加せしむべしと聞く。若し果して然らば七省聯盟の範圍は僅に七省には限らざるに至るべし。但し此の雞公山會議は不日に開かれ、極めて鮮明なる旗幟の出現するは豫期さるべしと雖も、外間傳ふるが如き、吳佩孚が護憲の名義を以て出山し、岳維峻の默許の下に先づ洛陽に赴き、陳文釗・王爲蔚等の三師を吳の指揮下に置くに至るべしなどいへることは尙大早計の論に屬するなり。(七月三十日・三十一日新聞報)

□貴州の饑饉と九江の旱災

貴州省の災情 其の一斑は最近貴州よりの電報によるに、鎮遠銅仁松桃都自麻哈溶江石阡等二十餘縣は水災に苦められ、中に就き鎮遠銅仁は水災の後更に火災に罹り、近頃又瘟疫の流行に遇へり。又大定盤縣安順郎岱華節威寧點西南龍等三十餘縣は旱災を受け、正定安番等の二十餘縣は蝗害を被れり。故に其被災區域の廣きは殆んど全貴州に及び、飢饉の爲め死亡せる人數は、僅に貴州一隅の地のみを以てするも數百を以て計ふるに至るといふ。又教會側に達せる報道によると、該地の米價は一斤毎に四毫高となり、鹽は一斤八毫となり。粥を施さんにも米

なく瘟疫復た盛なれば先づ第一に糧食を送りて今や將に死せんとするの災民を救済すべしなどの語ありといふ。

九江の旱災 今夏江西省八十一縣中にて贛東の袁州・瑞州の二府下地方六七縣の順調豊收なる外、其餘の各米穀産出地區は皆旱災に遭ひ、比較的よき地方にても平年の四五割に過ぎざる收穫あるのみ。九江は長江の中樞に居り江西省の門戸なるが已に先日より糧食の缺乏を告げ來りたるは、半ば其の内地の來源絶えたるが爲なりといふ。現に通濟・泰隆・豫章の三轉運公司は商會が七割を出し三割を留むべしとの議決を爲せしに拘はらず、利の爲め特に公益を害すること多し。南昌附近は已に膏雨を得たるより奸商の買占は功を奏せず、漸次賣出すに至り、九江は旱天なるに拘はらず尙糧食の接濟を得たるも、潯陽各屬中湖口縣の如きは米騒動を起し縣知事が飢民を銃殺せりとの問題を生じ、去る七月二十七日の如き。潯陽を距る六十支里なる黃老門鎮の紳商于文貞が南昌・峽江各縣より買入れたる食糧米を該鎮に取寄せたるに、該米の始めて到着するや地方の惡徒黃公約等百六十餘人に掠奪し盡され、同鎮の士紳は多く彼等に拘禁せられ、鎮内各戸皆掠奪されたり。之に加ふるに鄱湖隘口なる沽塘鎮駐紮の第一師第二團第四營第十連の軍隊(贛北鎮守使兼中央陸軍第一師長鄧如隊部下)の譁變を以てし、人心洶々頗る禍患の避け易からざるを憂ふるの狀あり。(八月一日新聞報)

□江蘇時事

ソヴェット共和國の委員上海到着 中國の勞働狀態及罷工の現狀を調査するを以て名とせるソヴェット共和國勞働黨委員四名は、昨夜北京より上海に到着したり。該委員一行の行動は頗る一般人の注意を惹起せり。

邢士廉の孫傳芳訪問 上海戒嚴司令邢士廉は本日杭州に至りて孫傳芳を訪問したり。此れ時局の緩和上に極めて大なる効果有らんといふ。

南京工人与英洋行の衝突 三十一日午南京英人の經營せる和記洋行は罷工中の賃銀支給問題につき大紛擾を引き起し、勞働者と洋行の英人との間に衝突あり。双方とも死傷者數名を出せりといふ。(以上八月四日新聞報)

□福建近情

周蔭人統治下の泉州 周蔭人所部の孔昭同は高義を驅逐し晉江南安を統一して後曾つてあらゆる苛細なる雜稅の撤銷を公告し、民と共に休息すべきことを表示せり。然るに時久しからずして泉州新門外の灰窰埔にて、竟に金鷄橋分局を設置し、名目舊に依りて高部の如く課稅を實



行せる上に、人心を攪亂する最大原因たる菓樹税をも亦依然として徴收せり。厦門に在留せる晋江、南安兩縣各方面の代表者は、先日特に厦門に假寓せる晋安各界は聯合會の名義を以て、所謂督辦福建軍務善後事宜の周蔭人氏は、民艱を體恤し飭令して撤銷を予へられんことを電請したるに、周は十日附至急の郵便を以て電報に代へて云ふ様査するに、此の案已に下游軍需閱局長より復稱せるによれば、菓子税は業に撤銷して濟餉特別税と改稱せりといふ。事軍餉に關すれば未だ取消に便ならず、且漳州府に隸屬せる各縣に對しては已に之を創辦したり。晋南の事は之と一律平等なれば何んぞ獨り異を立つるを得むや。望むらくは時局艱難なるを體念し、共に要需を維持されんことをと云々。是れその名を取り消してその實を取消さるるものにして輿論は此れに對し満足せざることを大なりといふ。

顏黃二姓の械闘 泉州晋江縣管轄安海鎮に居住せる顏黃兩姓は皆大族なるが、素より氷炭相容れず、殊に近來はまた互に墓地の争より端を發し、遂に兩姓の衝突を起せり。事の起りは先づ黃姓が顏姓の祖墳を毀損したるにより、顏姓は遂にまた黃姓の舊墓を破壊せり。是に於てか金姓は黃姓を同宗なりとなし、親黨を糾合し出で、黃を助け、張姓は顏姓と同宗なりと爲し、亦壯丁を引率し出で、顏を助けられたれば、風潮益々擴大し鬭争愈劇烈なり。張姓は張林郷を以て最も強盛なりとし勇悍にして闘ひを好むにより、黃姓の勢力遂ひに支へ切れず、乃ち人に託し

て泉州城興泉警備總司令部に赴きて呈訴せしめられたれば、本月六日總司令代理蔣啓鳳は一連の兵を派遣し彼の地に到り、武力を以て高壓せんとしたるに、彼の軍隊が張林郷に到るや、張姓はこれを誤會し、同郷團を糾合して截撃し連長一人の外軍士十數人を斃斃せり。而して張姓及郷團も亦十餘人の死者を出せり。蔣氏は乃ち焦營に令して調停人の張善德（前李厚基督署副官王獻臣部族長）を拘禁し一面には兵を派して張姓を剿辦せんとし、竝に公親團を究辦せんと欲せり。昨日張善德は監獄を脱走して鼓浪嶼に匿れ、公親團も亦繼いでこゝに到着し、今後は將さに蔣團と與に徹底的に交渉を爲さんとすといふ。（以上七月二十日—厦門電同二十六日—新聞報）

厦門後援會は焦營長に満足せず 本社の偵察隊は在厦門後援會十五日附の電報によりて、安海焦營長攻撃の意を悉せり。今下に大要を摘まんに、福建省周蔭人閣下鈞鑒在安海の焦營長は貪婪にして法を犯せり。曩に安海の顏、黃は墳墓の紛争に因りて遂に血雨を見るに至りたるも、已に調停せられたるに、焦營長は故意に武裝せる兵隊を派出して張林郷に入らしめ、包圍捕縛の上無殘にも數百名を逆殺するに至れり。今や外交緊迫の秋に際し、焦營長は身軍人の籍にあれば、宜しく干戈を枕にして且を待つべく、而して一心不亂に國家のため防禦の方法を講ずべきに、豈圖らんや却つて民變を激成し、加ふるに却りて多數の同胞を慘殺したり。聞くものぞ誰か之を深く慨せざらん。切に乞ふ速かに予ふるに嚴重なる懲罰方法を以てし、民衆の輿論を



和らげ、一般の怨憤を輕からしめんことを云々。(八月四日—福建日報)

陳國華出兵の障礙 陳國華はすでに督署より屢々出兵方を催促されたるにより、直に陳濟川一團を大田に派出したりと返電せり。茲に陳氏出兵の内容を査するに、出兵は僅かその名あるのみにて、實際上は仍ほ未だ大田に向つて進攻する能はずといふ。因みに德化民軍の派系は極めて複雑にして、その陳部と與に素より水火相容れざるものは、此際陳氏の出兵に乗じて陳氏の不利となるべきを謀るの説あり。而して陳部の軍隊は又地方保衛團の任務を含めるを以て、勢ひ根據地を措いて顧みざる能はず。故に未だ全兵力を以て大田に趨かしむるを得ず。前に稱するところの陳濟川一團は已に派出したりとの事は實は僅かに一營を大田の境界地に派遣したるのみに止まり、要は吳威の軍隊が前山に到着せるを待ちて始めて能く大田を進攻すべしといふ。

陳部處分を受けんとす 客月二十六日以後省當局は尤溪の軍事に對し均しく戰報の發表を爲さざれば、頗る各方面の注意を惹起せり。傳ふるところによれば陳榮標所部の軍隊は前線に在れども、仍ほ未だ作戰計劃に努力するに至らず、且つその部隊中省當局側を満足せしむるを得ざるの舉動もあれば省當局は將に陳に對して軍法上の處分を加へんとすといふ。

省當局の兵力増派 尤溪の戰事には虹口方面の省軍は勝利を得たりと傳ふるも、當局は仍ほ前線に増兵の計劃あり。二日には汽車を以て軍用品を輸送すること甚だ多く、前に洪江に赴き

たる兵隊並に衛隊團及二十三旅の軍隊約千人は何れも前方に向けて派出したれば汽車の往來夜間と雖も絶えず。外間の傳ふところによれば、前方の軍事は今や緊急にありと云ふ。此れ或は原因無きには非らざらん歟。(以上八月四日—閩報)

□楊希閔の贛南退入

陳炯明・林虎等部が惠州より敗退し會昌・零都・三南各縣に至りて後、其駐防客軍は早已に贛南各地へ充滿し、地方商民は其の苛斂誅求に苦み如何ともすべき術なかりしに、料らずも最近一箇月以來楊希閔等所部の滇軍は又廣東にて失敗し同じく贛南地方に退入せんとするの狀あり。楊氏は特に參議李玉書を贛南に派し方本仁に向つて借地の要求を提出せり。方氏の意は江西省の境内には駐軍多きに過ぐるを以て民財窮盡し給養甚だ困難なれば元來之を拒絶する筈なるも楊部の廣東に在りては已に容れらるゝの地なからんを諒し督署方面にては相當配意を爲さん意向ならん。それかあらぬか連日已に贛南の探報により楊部の現に北江より漸次潰退しその前陣は已に南雄始興の一帶に達し、自然に大庾・南康各縣に至りて暫らく休養を行ふの狀を熟悉し居れり。更に仄聞するに方本仁は已に電報を發して贛南鎮守使楊池生に「機を相て應付すべし」と命令せりといふ。萬一楊部が廣東に在りて立足する能はざるとせば必らず江西境内に

退入せん。然るときは暫らく之に假すに一隅の地を以てし、かりそめにも兵戎の交争を免かれしめんとすべしと云々。(七月五日新聞報)

許崇智軍備整飭の訓令

廣東軍總司令許崇智は各軍に訓令して曰はく、憶ふに天下の興亡は匹夫に責めあり。況んや吾輩軍人は原より干戈を執りて社稷を衛るを以て天職と爲すものをや。然るに近來外患日に急にして、帝國主義なるもの竟に我國の内地に在りて任意に屠殺を行へり。此れ凡そ血氣有るものは誰れか毛髮を立てざるべき。現に政府より和平且正當なる態度を以て嚴重なる抗議を提出したりと雖も、外交の勝利を奏せんと欲せば畢竟武力を以て後盾と爲さざるべからず。此れ正さに吾々同胞諸將士が、尅己黽勉して國家に對し報效すべきの日なりとす。本總司令は先大元帥の遺囑を繼承して軍備を整飭し、以て帝國主義の打破を期すると共に、我が獨立自由の國家を促成するため、茲に特に令を發したり。各團營教育短期計劃表は即時各所屬に轉飭せられんことを望む。文書到著の日より、此の計劃に準據して切實に施行し、務めて一箇月間に於て完成し、竝に戰鬥教練を以て主と爲すべし。尤も各兵士をして精密に測量せしめ、以て地形の利用を熟習せしむるを要す。此れ先大元帥が檢閲の時に當り諸將士に對し切實に之を講評し訓言せ

られしものにして、恐らく諸將士には追念し易からん。あらゆる教育計劃及注意を要すべきは點は、即ち凜遵して忽にする勿からんことを望む。仍は教育實施の情況及完成の期日は查報するを要すと。(七月七日廣州共和報)

國民政府軍事委員會の任命

- | | | |
|----------------|---------|------|
| 國民政府軍事委員會秘書廳々長 | 秘書 | 朱和中 |
| 國民政府軍事委員會參謀團主任 | 同團副主任 | 周雍能 |
| 參謀團總務廳々長 | 同團軍務廳々長 | 吳醒亞 |
| 參謀團砲兵監 | 參謀團砲兵監 | ト士時 |
| 副兵監 | 副兵監 | 羅茄覺夫 |
| | | 岳森 |
| | | 黃實 |
| | | 馮祝萬 |
| | | 鄧演存 |
| | | 謝慕韓 |

| | |
|---------|------|
| 步兵監 | 湯寶森 |
| 工兵監 | 陳翰譽 |
| 軍醫監 | 李奉藻 |
| 交通監 | 特拉脫温 |
| 副監 | 何權光 |
| 軍務廳科長 | 胡銘藻 |
| 同 | 趙超 |
| 同 | 張瑞麟 |
| 砲兵監科長 | 李錫明 |
| 步兵監科長 | 馮焯勳 |
| 參謀團秘書 | 黃振興 |
| 參謀團高級副官 | 尹時中 |
| | 姜玉笙 |
| | 胡巽榮 |
| | 張瑤 |

□ 廣東省政府建設廳の組織章程

(一) 廣東省政府建設廳は當省政府組織の大綱に準據して設立し、専ら左に列舉せる省内の交通及建設事業の經營並に管理に任ず。

- 一、鐵路
- 二、道路
- 三、長距離の汽車
- 四、電報
- 五、無線電信
- 六、長距離の電話
- 七、水力電気
- 八、航海事務
- 九、郵政
- 十、治水事業
- 十一、築港
- 十二、其他交通及新建設の事業

(二) 建設廳は省政府の命令を承けて直接に左記各交通及新建設行政機關を管轄す。

- 一、治水工事々務所
- 二、道路局
- 三、航政局
- 四、電報局
- 五、無線電信局

| | |
|-------|------|
| 軍需局長 | 關道 |
| 副局長 | 彭鼎 |
| 航空局長 | 李廢 |
| 海軍局々長 | 斯米諾夫 |
| 兵工廠々長 | 鄧士章 |

(以上七月二十日—廣州共和報)

六、各鐵路公司及管理局

(三) 建設廳は必要の時に應じては省政府の命令に遵照し、その他直轄交通建設事業の各機關を増設するを得。

(四) 建設廳の内部に第一、第二の兩科を設置し、左記事項を掌る。

第一分科は總務・會計及治河・築港・道路・長距離の汽車・航政に關する一切の文書事務を掌理し、並に印章及事件に關する書類を管理す

第二分科は電報・無線電信・長距離の電話・水力電氣・鐵路・郵政に關する事務及第一分科に屬せざる一切の文書事務を掌理す

(五) 建設廳には左に列舉せる職員を設置す。

一、廳長一人 全廳の行政事務を主管す。

二、秘書二人 廳長の選擬核閱せる文稿を秉承し及擬辦事項を審査す。

三、科長二人 廳長の命令を承けて第一、第二兩科の事務を分別して處理す。

四、視察若干人 廳長の命令を承けて直接に各機關の執務狀況及その成績の優劣(流弊)を視察し審査す。

五、技士若干人 廳長の命令を秉承して、専ら建設事務の設計及規畫に任す。

六、科員雇員若干人 その各々の擔任すべき職務は科長より廳長に呈請して之を指定す。

七、警衛雜役の人数は主管の庶務科員より廳長に呈請して之を核定す。

(六) 建設廳の直轄各機關の職員にして、その科長以上たるものは、均しく廳長より省政府に陳請して之を任免し、科長以下にしてその月俸五十元以上たるものは均しく所屬長官より廳長に呈請して之を任免す。

(七) 建設廳及直轄各機關の執務規程は均しく廳長より之を核定す。(七月三日—廣州共和報)

□廣東航空事業の大計劃

七月六日廣東各界の發起せる航空同志會の事業として積極的に航空事業を提倡し、務めて斯業の發展を圖り兼ねて交通軍事の補助をなさしむる事となれり。今其の計劃を聞くに大要左の如し。

(一) 飛行機五十臺を増購せんと欲す。現在航空局所轄の飛行機は四臺のみにて水上用一臺を除くの外は皆陸上用なり。此の種の陸上飛行機は偵察用及び航空學生用の演習機なれば戦闘能力なし。現在軍用の飛行機は機關力二百馬力以上にして能く爆彈及び機關銃を安設せるものならざるべからず。

(二) 航空學校を擴充すること。同學校學生の現在數は二十餘名なるが、今回更に航空機師を増聘し機械を購入し、學生五十名を訓練することとし、教ふるに飛行術及び該機械運用上の學術を以てすべし。

(三) 經費。航空同志會發起の後、各會人士の入會せるもの非常の多數にて、前後寄附金の額は已に二萬元に達し、而して海外の華僑は更に飛行機二十臺を買入れて寄附することを引受け、露西亞の同志者も亦力めて之を補助することとなりたれば、經費問題は解決困難ならず。

(四) 地點。現に大沙頭の航空場を擴張して該事業發展の用に供することとし、一切の飛行機廠・製造飛行機場・爆彈製造場・飛行機護衛隊は皆大沙頭一帯の地に集中せしむべし。該地は天然の飛行機練習地たるに適し、水陸共に至りて便利多し。

(五) 飛行機製造場設置。前年莫榮新・楊庶堪が廣東時局に力を振ひし時曾て大涌口に同製造場を設立したるが、其の後場内に雇用せる飛機師譚根等は飛行機の機械を以て電氣船を裝置するの用に供したるより、無形の中に同製造場は消滅したれば、今回更に同場にて専門に飛行機を製造し又は之を修理することとし、同時に飛行機用爆彈製造所をも同場に附設する筈なり。

(六) 時期。局長代理李徹・監察宋子文及び各飛行機師は連日に亘り進行の計畫を立て務めて二週間に之を完成し、大約二箇月以内に完備せる組織を設くる筈なり。

(七) 護衛飛行機隊の増設。現在の飛行機護衛隊は約百餘名なるが、將來規模完成の時は之を増加して一營の數に達せしむべし。(七月十五日「國華報」)

□ 香港封鎖計畫と廣東政府

廣東香港の罷工後 七月十一日に至り珠江の中已に一艘の香港汽船も碇泊せるを見ず。罷工委員會は現に香港及新界等の糧食接濟杜絶の計を爲し、水陸糾察隊員を分派し責任を負ひて之を執行せしむる事とし、陸路方面にては重要港に即ち新會の江門・香山の石岐・小欖・順徳の陳村・容奇・桂洲・三水の河口・番禺の黃埔・東莞の虎門・太平・南海の佛山及廣西の梧州等の處の如き、皆嚴密に調査監察せしめ、各大小船隻の私に出帆開航はせざるか如何と注意せしめ、萬已むを得ざる時には強制執行に出づるも不可なしと定め、又水路方面にては大小の電船十餘艘を雇ひ、晝夜を論せず區を分ちて蓮花山・虎門一帯の海面及内河各處の海面を巡回し、若し形跡の疑はしき出港汽船若くは帆船あるときは、即時に検査を行ひ奸商の往來を防ぐこととしたり。然るに廣東側の香港を封鎖せるや、香港も亦廣州を封鎖して其の復讐を計れり。現に廣州方面にて最も慮るべきものは徒らに飲食するもの多くして生産者の少きに在り。故に各界より組織せる糧食維持會は函電を中外に發し國人に米を運び來りて廣州を接濟せしむることを勸告せる

外、昨日に至り又下の如き二箇條の進行を圖れり。

糧食接濟の二方法 (一)工人と妥商し米を廣州に運入せしむる法を取り、昨日已に坡安汽船は暹羅より二百餘萬筋の米を運送して廣東に到着したれば、即日荷揚を了り、又急速に出港し再び米石を運び入れんと欲しつゝあり。但し食糧購入の時地方にて誤會の爲め却つて運滞の厄あらんを恐れ、特に米穀商黃某より糧食維持會に商請して方法を講求せしむることゝなれり。然るに該會も亦此事の米糧接濟に關係せる廉を以て、當然該要求に應じ、即日交際部長譚雅容氏を派遣し、工人部に赴きて打合せしめ、廖部長より全國罷工委員會に書を送り取扱法を定めさせ、今後糧米を運載して入港せる船には食品若干を購入すべく、目錄二通を作り罷工委員會より工人糾察隊に渡し、目錄通りなれば出帆陸揚を許し穩に保護を與へしむる様取計ふこと。(二)米穀船の來省を電催すること。是より前、元豐泰米號は東隆船を雇ひ蕪湖米を荷積して廣東に來り、黃埔にて僅に三分の二を荷揚したる時、楊劉の戰亂起りたる爲、急に廣東を離れたることあり。該船内には尙九千餘擔の米穀を積み居れば、急に此の船を呼び返し廣東に荷揚げせしむるに如かずとて、昨日糧食維持會に方法を講せんことを求め、該會も之を諒とし、已に各方面に向ひ打合せざることを許し、同時に元豐泰米號に返信し、該號より右の米穀船に至急來廣すべく電催せしむることゝなれり。目前廣州市に現存せる米石は九日の調査に據るに倉

庫内に現在米は約三百五十餘萬包あり、市場に小賣せるもの約百七十餘萬包あれば、これにて約一箇月を支持するを得べし。又聞くところ暹羅國汽船依士丹號は暹羅米四百萬斤を積載して已に九日に入港し黃埔に碇泊し、又惠州方面にては、粵軍第五軍長楊坤如より河源の商人に電令して二百萬斤の米穀を廣州へ接濟せしめたりといふ。故に現在の局勢にては糧食の心配はなきも、双方相持する時日の幾何なるかを知らざれば豫防の方法は十分講じ置く必要あり。

廣州政局の困難 楊劉失敗後粵政の全權は殆んど粵軍の掌握に歸し、國民政府改正組織の初には頗る民と更始するの氣象ありしも、其後庶政運延し、從前宣言の各種事項中廣州市河北一隅だけの禁賭の實行されたる外、すべての箇條は有名無實なるが上、一切の行動皆獨裁制を改めて合議制となせし爲大に停滯を來したるは勿論なり。又北江方面にては楊池生・楊如軒など、皆楊劉敗退後の殘部を聯合し、近頃機に乗じて廣東を圖らんとし進んで韶關を攻むるの説あり。此の説果して眞ならば外交未だ解決せざるに内難亦之に乗じて起ると謂ふべく、前途尙遽に樂觀すべからざるものあり。(七月二十三日—新聞報十一日附廣州通信)

□廣東時局現勢

爾來形勢穩かならず尙交戰狀態を持続せり。沙面に於ける英佛側の防禦方法は益々嚴重を極

め、支那側に於ては到底英佛に對抗して勝利を得られざる事は自覺し居るが如きも、黃浦軍官學校教官にして赤露の陸軍少將某は強硬なる主戰論者にして、同校長蔣介石も之に動かされ、切りに政府に迫り沙面・九龍を武力により奪取せんと強請し居れりと聞くのみならず、政府部内にも同論者あり、之れが決断に迷ひ居るもの、如し。軍官學校は日英帝國主義を打倒せとの寓意的ポスターを各所に貼附して専ら主戰を宣傳し、罷業團は政府の意を享け沙面在留者の糧食を絶つこととして罷賣を斷行し、且秘賣者を嚴罰に處する等、其他罷業團中の不逞の徒は市内各所を横行し暴逆を恣にし、白晝掠奪強盜を敢行するの現狀にして、漸次暴動化しつつあるの觀あり。一方市街にある罷業民は四十萬内外と稱せられ、其糧食は今暫くは支ふるに足ると雖も、總ての物價騰貴し帳金も手薄となり、勢ひ強盜追刺の横行となり、政府として永久的援助は不可能なるべきにより、一般に暴動内亂は其中に勃發すべく觀測さる。

現在沙面に於ける邦人は男子百名内外婦人十數名に過ぎざるが、罷業永引くに從ひ食糧缺乏の患あり。一日二食づゝの定めなるが、時に一食を以て過すこともあり。米穀は尙二箇月を支ふるを得るも副食物は日々貯藏を減じ、殊に野菜を得るの途なく薪炭亦漸次不足を告げ、時局の解決久しきに亘るに於ては憂慮なき能はず。在留民日々の勤務としては各自の商社業務休止し居るも、夫々整理に従事し、一方公共の任務・警備・衛生・通信・交通等は各自に分擔し、現時

は緊張し居れども疲勞困憊の狀は窺知せられ、殊に連日の暑氣に身心共に憔悴し、漸次病人をも出すに至るべし、誠に同情に堪へざるところなり。(八月四日南洋倉庫株式會社發信)

□ 廣西戰後の新局面

聯軍告捷後の統一法 聯軍が南甯を收復して後、金州・桂林・平樂一帶の地方にて徒手兵を招き潯州・柳州の補充大隊に入れ之を訓練することとし、唐繼虞部より分捕せし銃兵器を之に與へ、軍權統一の計として李宗仁を廣西總司令に任じ、南甯に駐紮せしめ、又黃紹雄を同省善後督辦として梧州に駐め、已に廣州國民政府の同意を得て任命を了りたれば、黃は七月十八日汽船にて南甯に急行し、李宗仁と一切を協商し、然る後梧州に歸りて督辦署を設立し、署内に軍事・民政・財政・教育の四廳を分設して事務を取扱ふことしたり。但し此の説は只黃部より出でたるものなれば將來變更ありや否やは尙不明なり。又省内各處を分ちて六區となし、區毎に一の善後處長を置き、聯軍將領中にて其の優れたるものを選びて之に充つる等なり。又唐繼堯に對する方面にては、范石生が百色を攻め、俞作栢は龍州を攻めつつあるが、若し此の方面が成功せば俞をして范を助けしめて雲南に歸還するやうすべし。桂林衛戍司令も已に取消され、司令蔡振雲は梧州に呼ばれて駐防し、現に昭平一帶の地に於て剿匪に盡力しつつあり。之を目

下該地方に於ける軍事上の形勢とす。軍事終熄を告ぐるや、各小蒸汽船は出航せんと欲するもの多くなりしも、罷工騒の爲め燃料の缺乏を生じ、黃部の如き之によりて亞細亞石油公司向ひ購買せる重油中三百噸を出して汽船工會に渡し各汽船に轉賣して使用に供せしめたる程なり。

交通の不便 唐繼虞敗戦後其の逃散せる兵士は多く土匪の群に入り、柳江一帶にて村落家屋を荒らし回り、船隻に對しては殊に甚しく、過日も荷物船數十艘が長安から貨物を積み潯州に赴き賣捌かんとしたるに、其の浮石圩附近に至るや、直ちに彼等に劫掠されたるが、當時の匪衆は三百餘人にて多くは外省の口音を操れるものなりしといふ。此の事ありてより柳江一帶も交通再び梗塞せり。此れ該地方一帯の交通上の情況なり。

各機關の現状 省内の高級機關は多く潯州より南寧に移りたるが、省長行署及財政廳は皆人を派して實狀を調査せしめ居り今に南寧に歸來するの狀なし。南寧法院は凡そ唐・林兩軍より送り來れる犯人は皆釋放を爲し、阿片賭博の二事は皆新商人より前敵指揮官たる俞作栢に向ひて受負ひ漸次繁昌し來り、各報館は皆停刊し新民報は李宗仁に封鎖され、其編輯者たる張幼珊を拘留されたれば南寧にてはもはや該地日報の閱讀すべきものは一つもなき譯なり。唐軍の病兵は赤十字會より收容治療し居れば何の問題もなく、南寧の治安は漸く穩固となれり。されど

されど尙南寧局部の現象たるに過ぎざるなり。(七月二十八日新聞報梧州通信)

□染料市場としての支那 (下)

支那商の手に依る分配及取引期限

染料は製造家直接又は其代理店より上海に輸入され、然る後上海に在る支那人の代理店又は其販賣店に賣却さるゝものなり。此種の代理店又は販賣店は奥地各地方に其出張所又は代理店を有するを以て、此等の手を通じ染料を分配し得るなり。錫包みにて輸入されたる染料は、一般に製造家の商標を以て販賣し、而して當市場の爲め其商標の特に支那式商標なるは勿論の事なり。尙支那人の販賣店又は代理店に依りて、直接輸入されたる大型又は包装無き染料は、彼等自身の商標を附して販賣するを普通とす。各國の製造家等は或既定の商標を附せる染料を支那商店に賣渡し、其商標を附せる染料のみを其商店より販賣し得る事となし、以て取引上の調節を計れり。即ち獨逸人の商館に於ては、實際上種々異なる商標を同種の染料に附し、之れ等を各商店に賣却し、以て其異なる商標を調節するものにして、斯くの如くして、同様の商標を附したる染料も、多數商店の手により販賣せらるゝなり。

支那人商館は屢々アニリン染料を取扱へども、藍も亦取扱を以て普通とす、然れども其大多

數は藍を取扱ひ、アニリン染料を取扱はざるなり。又一面に於ては、大多數の藍を取扱ふ商館は、其れと共に染料店を附設せる消費者たり。

染料は一般に輸入者より販賣者又は代理店に十日の延取引を以て賣却せらるゝと雖、此れは絶對的商法にあらずして、掛賣は販賣者の信用或は輸入業者との關係如何によりて、三十日より九十日の延取引に及ぶ事あり。而して長期に亘る掛賣は一般の商店として、他の染料より藍の方多し。支那人は一般に或期日を定め、一年を四回に分ち、無條件信用にて取引すれども、勿論此商法には種々なる變態あり。

アニリン染料市場の支配權を有する獨逸

獨逸人はアニリン染料市場の支配者の如く考へられり、即ち一九二三年度に於ける、支那の同品輸入總額八、五三四、七一〇海關兩中、獨逸(白耳義及和蘭品を含む)は香港より輸入されしものと想象さるるものを除くも、六、三三七、〇五〇海關兩を供給せり、而して實際此等全部は獨逸に於て製造せられたるものなり。藍の方面を見るに、獨逸品は頗る劣等なれども、獨逸は戰時中殆んど失ひたる市場を驚く程度に回復せり。サルファブラックは此數年間に著しく支那に輸入されたり、而して其取引の大部分は日本と獨逸なれども、獨逸品は漸次日本品を壓倒する現狀にあり。

現代にあり。

種々なる染料に對する市場は、支那の各地方に於ける衣服用各種色合の流行に依りて、區分せられり。例へば或地方に於ける婦人にして、殆んど赤色の股引のみ着用する時は、即ち其地方に於ける赤色染料の賣行は其他の各色の賣行を壓倒し、頗る優勢なるべし。純青色及黒色は最も流行し、赤色・深紅色之れに次ぎ、紫色・綠色及青色等更に之れに次げり。

評判の商標使用に依る獨逸の地位保持

米國製染料の輸入者曰く、試験に試験を重ねたる結果、米國製染料は獨逸の生産品と同様なる確證を得たり、而して獨逸品の實際上、本市場の大部分を占むるは、其商標の好く知られ居るが爲めにして、這は又市場に古くより出で居る關係なりと。商標は藍の取引上より、染料の取引上に取りて特に重要なものなり、故に市場に於ける古よりの商標は新しき商標に比し、非常なる利益あり。若し米國の製造家等にして、現在示せるが如き利益を繼續し得るものなれば、疑も無く米國商標の地位の年々強固になれる事を意味するものなり。

(カマース・リポーター六月十五日)

比律賓

□比島對外貿易一斑 (五)



對英合衆王國貿易

輸入品 大戰中頗る不安定だった歐洲諸邦との貿易は、今日尙ほ平狀に復し切つてはゐない。併し、一九二二年度には復活の兆があつた。即ち當年度の對英合衆王國貿易總額は一六、七八八、九六五比に達し、内六、五三九、九二七比は輸入、一〇、二四九、六六八比は輸出であつた。而して更に一九二三年には同貿易額は二三、三二九、四二二比、内輸出一四、九六九、二八〇比、輸入八、三六〇、一三二比に激増した。同國よりの主要輸入品は、綿及絹製品で、二三年度の該輸入額は四、三〇四、二五七比に達した。其他の重要輸入品としては、絹及絹製品一三八、七八七比、鐵鋼及同製品一、二二二、九〇六比で、酒類・金剛石・其他の寶石・麵粉材料・木材・羊毛及同製品等も亦可成り重要なものであつた。

比島輸出品 英合衆王國は最近兩三年中に我が輸出品の大なる分前を分擔した。一九二三年度に同國へ輸出した主要輸出品としては、馬尼拉麻一〇、五二九、五二二比、竜舌蘭七六六、六六六比、コブラ一、八九九、九五五比であつた。

對日本貿易

貿易激増 他諸外國と比較して、殊に顯著なる増加を告げたのは對日貿易であつた。一九一三年から二三年に至る過去十箇年に於て、我が對日貿易額は實に二倍以上に増大してゐる。

對支那及香港貿易

比島輸出品 過去兩三年に於て、日本への最重要輸出品中には先づ砂糖があり、二三年度の同輸出額は五、四三三、〇五三比に達した。當年度の對日馬尼拉麻輸出額は減退を告げ、一九一九年度の一〇、〇四〇、〇五九比に比し當年は七、八二三、八三六比に降下した。其他の重要輸出品としては竜舌蘭一、〇六八、六〇五比、木材三〇九、三七七比、葉煙草九三、三五五比、葉茶八六、二六六比、椰子油五四、〇六三比であつた。

輸入品 同國よりの主要輸入品としては、先づ綿及絹製品である。一九二三年度の此等輸入額は、前者八、〇五六、二二三比、後者五四二、五六四比であつた。其他の重要輸入品は、鐵鋼及同製品・硝子及硝子器・洋灰・賣藥・染料・化學藥品・野菜・紙・真鍮・銅及其等製品等であつた。

我が比島市場は、今日他の多くの東洋諸邦の如く、日本製小物品 (Smaller Articles) に支配されてゐない。此れは事實に於て、彼の現行關稅法に由因するからで、即ち該法が米國品との競争を難からしむるが爲めである。然り乍ら、過去十箇年間に於ける兩國間の著しい貿易増進は、將來同貿易が如何に進展すべきかを語る顯示と見る事が出来る。全東洋諸邦との通商關係が漸次増大し、且つ日本が極東貿易に於て雄飛し覇を唱へつゝある時に當つて、比島は彼に其の熱帶産物の多量を供給しつゝあるのである。斯くて兩國間の貿易發展の將來は、特に多望である。

支那貿易 比島の門戸に位する大國支那は漸くにして、本島否一般的世界諸邦との貿易に於て、其の面積及び人口の上から當然期待さるべき程度に増進した。然り乍ら、支那は有力なる市場と、東洋資源の大部とを保持してゐるから、其の將來は増々有望と見受けられる。比支貿易を考察するには、英領香港を經由する商貨の大量は支那へ引取らるべきものであること、香港は單に支那への關門に過ぎざる事を念頭に置かねばならぬ。故に一九二三年度に香港を經由して取引された商貨額五、二四五、二四五比の大部分が、同年支那との貿易額一五、九三七、〇四三比に加算されるなら、比支貿易は結局輕視すべきでない事が解かるであらう。但し香港へ仕向けられた商貨の内、可成りの額が他諸外國へ積換へられた事は勿論である。支那及び香港への我が主要輸出品は砂糖である。即ち一九二三年度香港への同輸出額は二、四一六、五九六比で、而も直接支那への同輸出額は四一六、七一六比である。而して支那は、價額低廉の爲めに粗糖を輸入する。煙草及び木材も我が對支貿易に於て重要な地位を占めてゐる。

支那よりの輸入品 支那より本島への輸入品に於て言へば、支那は比島へ輸入さるゝ食料品の大部分を供給すると言つてもよい。即ち一九二三年度に肉製品は一、四九〇、二七八比、小麦粉及麵粉材料五三六、六三九比、卵子一、二四七、〇七七比、果實六三九、四六九比、野菜八三五、五八五比であつた。其他の重要輸入品としては、絹製品九〇一、二二六比、綿及綿製品三、八二七、

七三八比、石炭及コークス二九八、六九〇比であつた。

他諸外國との貿易

上記の諸邦を除く時は、比島の對外貿易は所謂普遍的貿易でない。比島と夫等諸外國との貿易に於ては、常に二、三の重要品が其の大部を占めてゐる。例へば、米の供給に於ては、其の大部分は佛領印度支那から之を仰ぎ、小麦粉の大量、肉及酪製品の大半は濠洲からで、而も後者への我が主要輸出品は僅に馬尼拉麻位のものである。又比島は瑞西から棉及棉製品、酪製品、時計類を輸入し、佛蘭西への主要輸出品の一つはコブラで、一九二三年度の同輸出額は三、一七三、九四一比に達した。

而して本島と通商を行ひつゝある其他の諸邦及び領土にして未だ記述されなかつたもの、内には、西班牙・英領東印度・蘭領東印度・獨逸・白耳義・丁抹・伊太利・和蘭・瑞典・諾威・加奈陀・暹羅・埃地利・日本管下の支那・布哇及グアム等がある。

比律賓の關稅

印度法 比島が西班牙領となるや、彼の印度法に依り凡ての西班牙植民地に適用され得る「從價稅」が本島に於ても當然適用される事となつた。然り乍ら、本島貿易が開放される事となつた十九世紀迄に於ては、西班牙の制限政策の爲めに、該稅も餘り重要ではなかつた。

一八三二及九一年の關稅法 一八三二年一月一日に新關稅法が實施された。其の主要目的は歳入を増加し、比島産業を保護するにあつた。而して該法は一八九一年四月一日迄續行されたが、當時再び勅令に依つて新關稅法が實施されることゝなつた。該法は前稅率の上に若干の修正を加へたものであつたが、舊關稅率の基礎たる一般的方面は不變更の儘之を存置した。而して西班牙よりの輸入品に對しては此亦特別有利稅率を以てした。

一八九八年の行政命令 米西戰爭の後、マッキンレー大統領は、一八九八年七月十二日附を以て、西班牙關稅法に基く諸稅表は、「適當なる修正の加へらるゝ迄は依然有效なるものとす」との命令を發し、斯くて一八九一年の西班牙關稅法は極めて小部分の變更を加へられた儘で續行された。巴里條約の第四條に於ても、西班牙船及び同國商貨は向ふ十箇年間は米國と同一條件の下に比島諸港へ入港し得るものとされてゐる。

修正 米國商人は間も無く、絶えず漸増的に此國への渡來を初め、而して彼等は當時米國商品に對して適用されてゐた舊關稅率の變更を要求する様になつた。主として彼等の運動の結果、比律賓委員會は、三年後、即ち一九〇一年に舊法を修正し、商貨の分類に於て、合衆國に特別有利條件を附與する事となつた。翌年合衆國議會では、互惠策として、合衆國へ輸入さるゝ比島産物に對しては二五%減稅すと云ふ法律が通過した。又同日附を以て嘗て比律賓委員會で修

正された關稅法は、再び合衆國議會に依つても制定された。該法に依り、合衆國へ仕向けられる比島産物に對する輸出稅は廢止されたが、他諸外國へ輸出される商貨に對しては適用されなかつた。次で一九〇五年三月三日に、議會に依つて比島關稅法に更に修正が加へられ、鐵、鋼、綿絲、小麥、小麥粉及精糖の如き比島へ輸入される商貨の輸入稅が低減されることゝなつた。而して此等商貨は、主として合衆國から輸入されることは言ふ迄もない。

合衆國との自由貿易 米國對比島の自由貿易創始問題は、豫々運動されてゐたが、合衆國が巴里條約に於て西班牙に許與した十箇年の許可年限が愈々一九〇九年に消滅せんとするや、同問題は更に勢を増して復活した。該運動の結果は、一九〇九年の議會法令となり、之に依つて米比間の自由貿易關係は的確に創設された。該法は其後一九一三年十月三日の議會法令と、一九二二年のフォードナー・マツカムバー關稅率とに依つて修正され、今日も尙は實施されてゐる。

諸稅 比島の現行關稅法は從量稅及び從價稅の二つから成立してゐる。波止場料は大抵のものに課せられるが、輸出稅は一切賦課されない。然り乍ら、彼の百分率賣上稅 (Percentage Sales Tax) 總賣上高の二%は、時として輸出稅と同等だと指示されてゐる。

關稅規則 以前は商貨が既に比島に到着するも、荷受人の手許に其れに相當する領事證明附

送狀、船荷證券、其他の關係書類が未著の場合は、該商貨の見積價額の倍額に相當する擔保を入れて其れを税關から引出すことが出來た。然るに現行法律では、商貨の引渡は關稅徵收官が行はずして、運送人又は船積人の手中に置かれてゐるから、若し之に對する船荷證券が荷受人の手許に未著の節は、荷受人は後者と商議をせねばならぬ。而して左の規則は、汽船會社が、船積人に依る荷受人の商貨の引渡を管理する爲めに採用せるものである。即ち「商貨が到着せるも、荷受人が型の如く裏書された流通船荷證券を入手せざる場合、該商貨の引渡は、該商品に關して銀行が署名せる保證書の提出さるゝ場合にのみ行はれ、其他の保證形式は何たるを問はず一切受理されず」と言ふのである。

比島關稅制度に關する前掲の概要は、之が現勢に就て讀者に一つの觀念を與へたことと思ふ。併し、該問題に關して更に詳細を知らんには、關稅局に其旨出書すればよい。

極東貿易の中心地馬尼拉

東洋の中心 既に前章で、馬尼拉が極東市場及び同資源の關係に於て羨むべき好位置を占めてゐる事は記述した。將に開始されんとする新紀元に於て、馬尼拉が東洋貿易及び同船舶界の舞臺で如何に活躍するであうかは凡ゆる方面に於て論究されつゝある所である。

試に地圖を播くならば、比島が極東の最中心に横つてゐること、且つ南は濠洲から、北は日

本・西伯利亞に至る重要な諸邦が、馬尼拉を中心とせる半圓を構成してゐる事とが認められる。比島は又恰も熱帶亞細亞の東方且つ東部支那の南方に横はつてゐる。而して亞細亞大陸の東・南及び南東部には約八億の亞細亞住民が群棲してゐる。馬尼拉を中心として半徑一千七百哩、(合衆國橫斷距離の半分強)の圓弧を畫けば、其の圏内には約一億二千六百萬の人口を包含し、更に半徑二千五百哩(合衆國橫斷距離に及ばざること遠し)の圏内には世界人口の約半數が包含されてゐる。

船舶の中心 馬尼拉は船舶中心地として優秀なる天恵を賦與されてゐる。同市は合衆國より東洋へ至る多數重要航路の寄港地で、而かも數條の航路は兩國間を直接に就航してゐる。而して亦歐洲への多數航路及び濠洲支那間の最重要航路等の寄港地である。最近兩三年間に於ける太平洋に對する米國船舶業の擴張は、極東船舶界に於て、馬尼拉に益々重要な地歩を占めさすに至つた。即ち、數條の航路は合衆國西海岸へ直航し、又或ものは巴拿馬運河を経由して同國東海岸に、更に或ものは蘇士運河を経由して歐洲及び合衆國東海岸にと就航してゐる。馬尼拉から直接柔佛迄の距離は六、二二哩、巴拿馬經由紐育は一、三六四哩、蘇士經由の同距離は一、五二二哩である。新嘉坡が歐洲貿易に於て馬尼拉よりも遙かに好位置を占めてゐるとは恐らく眞實であらうが、而も馬尼拉が對米貿易關係に於て前者よりも優秀なる位置にある

事は明白である。馬尼拉は恐らく日本、支那の中部及び北部に對する積換中心地として貢献し得ずとするも、而も南支那・馬來・北濠洲及び其他の諸方に對して實に有利の地位を保つてゐる。

米國商貨 馬尼拉は東洋に於ける米國商貨の配給地として、又同商業根據地として多年討議さるゝ所である。現在では合衆國或は歐洲の何れかへ注文された商貨が、東洋の何の仕向地へ到着するにも月餘を要する。然るに、支那の需要を豫想して、馬尼拉到米國商貨のストックを置くならば、注文後一週乃至二週以内之を配給することは極めて容易な事であり、且つ従つて米國商品及同製品は支那市場に於て更に大なる利益を獲得するであらう。而して亦、同商貨は島内の需要に充てる事も出来るから、従つて米國製造家は彼等の大なるストックを捌くに當つて保證を得る迄に取引の安泰を與へられるであらう。或る方面に於ては既に或る程度で此の方法が行はれてゐるが、然し、未だ大々的ではない。合衆國は此等の手段に依つて、東洋貿易の更に大なる分前を占むるの機會を得る事が出来るであらう。

自由地帯 一定の制限地帯に於ける貨物積換及び物品製造を免税とする様、馬尼拉到一自由地帯を創設することは、此亦大いに有利な方策である。若し該計畫實現の曉は、同港の港積量を激増し、更に大なる積換貿易を振興し、同港の發展は更に助長されるであらう。

港の便 馬尼拉は現在では港としての諸便宜に乏しい。今日役立つ棧橋は僅かに三つで、其の一の小棧橋は合衆國軍隊用であり、他は長さ六百呎、幅七十呎受容純噸數約五千噸、第三は長さ六百五十呎、幅百呎、受容純噸數約九千噸である。而して最後の二つのみが概して外國貿易に使用されてゐるが、貨物の取扱ひに於て最新の便宜を有する完備せる大棧橋が目下大部分完成の域に達してゐる。而して同棧橋の二分の一は既に一九二四年の初頭から使用されてゐる。現時本島外國貿易に於て取扱はれる商貨は、時としては解船に依つて揚卸しされねばならぬ。島嶼間就航船は、普通バシグ河に入船する。其處には廣い船著場がある。上記新棧橋の受容力は、第三棧橋の約四倍で、船舶容量は一時に最大型のもの四隻を尤に碇泊せしめ得る。同棧橋は長さ千四百呎、幅二百四十呎である。尙ほ此外目下建設中の上記棧橋と全く同受容力を有し且つ之と同形の棧橋も、近き將來に於て建設される筈である。

比島政府の貿易増進、運輸上の改善及び將來の發展に對する態度は斯の如く増々有勢である。今日の計畫が愈々實行される曉には、茲數年の内には他の數基の新棧橋が建造され、馬尼拉港は、假へ極東に於ける最新式、最完備の諸港を凌駕せざる迄も、彼等と同程度の最上便宜を與へられる事であらう。而して、馬尼拉の外、イロイロ・セブ・サムボアンガ及ホローの諸港も各自直接に對外船積を行ふ事が出来る。(此稿終り)(比島商工局「商業要覽」)

半馬 島來

英領馬來の本年五・六月度護謨輸出高

(一) 五月度護謨輸出高二萬六千六百六十七噸〇五、其内譯は、

| | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 英本國へ | 三、三四九・八〇噸 | 合衆國へ | 一九、二九三・七四噸 |
| 歐大陸 | 二、一三六・五六 | 英領地 | 二七六・二〇 |
| 日本 | 一、五八四・二二 | 其他 | 二六・五四 |

(二) 本年一月一日より五月三十一日までの累計輸出高

| 國別 | 數量 | 金額 |
|------|------------|-------------|
| 英本國へ | 一一、一〇一・四三噸 | 一七、六八六、〇〇〇弗 |
| 合衆國 | 八七、五八一・七〇 | 二六、一〇二、〇〇〇 |
| 歐大陸 | 一〇、六一二・二二 | 一五、三三二、〇〇〇 |
| 英領地 | 一、九九三・一九 | 二、八六七、〇〇〇 |
| 日本 | 四、三二四・七五 | 六、八五〇、〇〇〇 |
| 其他 | 一〇九・三九 | 一六三、〇〇〇 |
| 合計 | 一一六、七二二・五八 | 一六八、九〇〇、〇〇〇 |

(三) 輸入高

五月度馬來以外よりの輸入高は二、九七八噸七四、五月末日まで累計輸入高五八、三三〇噸

四四、前者の内譯次の如し

| | |
|-----------------|------------|
| スモークシート(乾) | 一、六四五・七六噸 |
| クレイプ | (同) 六六七・七〇 |
| アンスモークシート(ウエット) | 九、〇四四・三一 |
| スクラップ | (同) 七五八・八二 |
| ワンプ | (同) 八六二・一五 |

(四) 六月度輸出高二萬七千三百九十四噸一八、其内譯は、

| | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 英本國へ | 三、〇四三・八七噸 | 合衆國へ | 二一、六〇五・三六噸 |
| 歐大陸 | 二、一五七・二五 | 英領地 | 五〇三・七五 |
| 日本 | 五七六・八三 | 其他 | 七・二二 |

(五) 本年一月一日より六月三十日まで累計輸出高は十四萬四千六百六十六噸七六、其價格二億二千八百四十三萬四千弗也。

(六) 六月度英領馬來以外よりの輸入高は一萬四千七百六噸三六、其種類分け次の如し

| | |
|-----------------|------------|
| スモークシート(乾) | 一、九九六・四〇噸 |
| クレイプ | (同) 七八〇・八八 |
| アンスモークシート(ウエット) | 九、八九二・三八 |
| スクラップ | (同) 七九六・三四 |

□護謨市況の好轉 (上)

本文は南洋協會事務理事井上雅二氏が四月二十五日紐育より南米行の船中にて執筆されたものである。

數年來悲境に沈淪せし護謨市況は好轉せり。悲境時代去れり。確實に去れり。投資七千萬圓、同胞の心血を濫ぎし南洋最大の事業たる護謨事業も、生産制限と消費増加兩面よりの理由に依り最早一轉機せり。三年前此問題を提げて渡米し、紐育の市況を視、アクロン・クリーブランド・デトロイトの製造情況を察し、更に英・蘭兩國の當事者と會し、歸來整理緊縮して一陽來復を待つべきを提唱したる小生は、三年後の今日重ねて米國に渡り、市況漸く好轉して確實に恢復期に入りたるを看取し同慶に堪へざるなり。

在米三週日の間、舊知コンティネンタル・ハラバの副社長レッドウエル氏や三井物産護謨部の宮崎清氏等と會し資料を蒐集したり。前者は多年墨西哥に在り、後スマトラに護謨園を開拓し、最近米國政府の命を享けて南米各國に於ける栽培適地を物色して歸來したるもの、宮崎君は在米既に五年、専ら斯業を取扱ひ曾て小生と共に米國各地の護謨製造業を視察したる人、乃ち此等權威者の管見と他の材料とを參酌して得たる結論は、今後生産制限率を漸次遞減し、

明後年以後は制限を撤廢するも優に需給相調節し、市價一志半即ち七十錢臺を維持すべしとは一般の觀測なり。

市價が大正十一年に最低六片四分の三臺より今日三十一片に恢復したる原因の第一は、申す迄もなく生産制限の實施に在り、第二は世界的特に米國に於ける消費の増加を擧げざる可からず。

一、生産制限の實施並に其效果

生産制限(輸出制限)は大正十一年十一月一日より實施され、爾來今日に至る各月の輸出許可歩合は左の如し。

| | |
|--------------------|------|
| 大正十一年十一月より大正十二年四月迄 | 六割 |
| 同 十二年五月より同 十二年七月迄 | 六割五分 |
| 同 十二年八月より同 十三年七月迄 | 六割 |
| 同 十三年八月より同 十四年十月迄 | 五割五分 |
| 同 同 十一月より同 十四年一月迄 | 五割 |
| 同 十四年二月より同 四月迄 | 五割五分 |

にて大正十二、十三兩年中の平均輸出許可歩合及實際輸出數量は、

| | | | | |
|-------|------------|-------------|--------------|-------------------------|
| 大正十二年 | 許可歩合 六二・五% | 實際輸出量 三三、三噸 | 標準生産量 三六、〇〇噸 | 實際輸出量の標準生産量に對する歩合 九〇・八% |
| 第百五十號 | | | | |

第百五十號

大正十三年

五〇%

一六六六噸

三六〇〇噸

二二%

大正十二年度實際輸出量は許可歩合を超過すること約五分なるが、是は同年始め自由輸出されたる數量多かりしために、十三年度に於ては大體許可歩合通りの輸出を見たりしこと右の通りなり。要之生産制限實施の結果として大正十二、十三年中のみにて、

實際輸出量四一〇、七四一噸 標準生産量六五二、〇〇〇噸 差引二四一、二五九噸、即約二四一、〇〇〇噸と云ふ大量の護謨の輸出を制限したることなり。是が護謨價の騰貴に重大の影響を及ぼしたること火を見るよりも明らかなり。尤も生産制限は馬來半島及錫蘭のみの制限なりしを以て、蘭領其他よりの生産を促進せしめ、生産制限の効果を招來すること稍々手間取りたるも、猶能く今日の好況を見るに至りたること生産制限の力によるものと見るの他なし。

此處に問題となるは、標準生産量三二六、〇〇〇噸は果して生産制限地域よりの十割の生産に當るや否やの點なるが、生産制限地域即ち馬來半島及錫蘭の探液面積は約二、一一二、〇〇〇英反にて一英反の生産を三〇〇封度とすれば、二八二、八五七噸となり、標準生産量三二六、〇〇〇噸は過大なるの觀あるも、四〇〇封度とすれば三七七、一四三噸となり、三二六、〇〇〇噸は過少の觀あるを免れず。元來標準生産量三二六、〇〇〇噸は一英反當り生産三四五封度の計算となり、右兩者の中間にて先づ適當の處として受入れ得るもの、如し。(未完)

第百五十號

英領印度

一九二二年度英領印度對外貿易 (二)

輸出貿易 原料品、未製品項目中棉花及屑棉は其主要なるものにして、黃麻織絲及同製品は製造品中の第一位を占む。

次表は一九二二、二三兩年英印商品別輸出貿易を示せるものなり。

第四表 英印商品別輸出(私人)貿易表 (單位弗)

| 品名 | 一九二二年 | 一九二三年 | 品名 | 一九二二年 | 一九二三年 |
|---------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 第一類 食品、飲料品及煙草 | 一、七九七、七〇〇 | 一、八七六、七〇〇 | 小計 | 二、八九五、九〇〇 | 三、八八五、〇〇〇 |
| 魚(但鱈魚を除く) | 一、七九七、七〇〇 | 一、八七六、七〇〇 | 第二類 原料品及未製品 | 一、七〇一、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 果實及蔬菜 | 二、二〇〇、〇〇〇 | 二、二〇〇、〇〇〇 | 石炭 | 一、七〇一、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 穀物、豆類及粉類 | 九、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 其他非金屬礦及石材 | 一、七〇一、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 酒類 | 一、七六六、八〇〇 | 一、八八五、五〇〇 | 鉄、鋼及ホライツ | 三、五八八、〇〇〇 | 三、七〇〇、〇〇〇 |
| 食料品及油貯藏品 | 三、三三〇、〇〇〇 | 三、三三〇、〇〇〇 | ゴム、樹指及ワツク | 一、五三三、〇〇〇 | 一、五三三、〇〇〇 |
| 香料 | 二、六六六、八〇〇 | 二、六六六、八〇〇 | 未調製皮革 | 一、五三三、〇〇〇 | 一、五三三、〇〇〇 |
| 砂糖 | 三、三三〇、〇〇〇 | 三、三三〇、〇〇〇 | 金屬礦及屑鐵、精製 | 一、五三三、〇〇〇 | 一、五三三、〇〇〇 |
| 茶 | 三、三三〇、〇〇〇 | 三、三三〇、〇〇〇 | 用鋼、礦物諸油 | 一、五三三、〇〇〇 | 一、五三三、〇〇〇 |
| 其他食料品及飲料品 | 三、三三〇、〇〇〇 | 三、三三〇、〇〇〇 | 各種油 | 一、五三三、〇〇〇 | 一、五三三、〇〇〇 |
| 煙草 | 三、三三〇、〇〇〇 | 三、三三〇、〇〇〇 | | | |

| 品名 | 一九二二年 | 一九二三年 |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 含油種子(堅果を含む) タロイ・ステアリン | 八五二,七七八 | 九六九,八八五 |
| 原棉 | 一,六八七 | 三,〇二七 |
| 原料黄麻 | 一七,一五五,三三三 | 二五,五五五,三三三 |
| 原料及層生絲 | 六四,四四九,九七五 | 五八,五七五,九七五 |
| 羊毛原料 | 一〇,一五五,五五五 | 一〇,一〇〇,〇〇〇 |
| 其他織物材料 | 一七,〇〇〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 木 | 一七,〇〇〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇,〇〇〇 |
| 雜 | 三〇,九六六 | 三〇,〇〇〇 |
| 小計 | 四〇八,九六五,四四四 | 五四九,五〇六,〇〇〇 |
| 第三類 精製品 | 一〇,五五五 | 一〇,五五五 |
| 武器彈藥及陸軍用品 | 八七,一八三 | 九九,九六六 |
| 化學藥品實業及醫藥 | 二,六二二 | 三,七〇二 |
| 刃物鐵器及器械器具 | 三,六四八,五五五 | 三,八三〇,〇〇〇 |
| 染料及繪具 | 二八,〇九四 | 三〇,七六三 |
| 家具指物及木村製品 | 一〇,一四九 | 一〇,一四九 |
| 硝子器及土器 | 一〇,一四九 | 一〇,一四九 |
| 調製皮革及雜皮 | 三,七〇〇,三三三 | 三,七〇〇,三三三 |
| 機械類(但機械用ベルトを含む) | 二,五五五 | 二,五五五 |
| 鐵、鋼及同製品 | 二,八四九,〇〇〇 | 四,〇三三,五五五 |
| 第四類 動物 | 一〇,八五五,〇〇〇 | 一〇,八五五,〇〇〇 |
| 馬 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 家畜(牛) | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 羊及山羊 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 其他動物 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 |
| 小計 | 七,八五五,〇〇〇 | 七,八五五,〇〇〇 |
| 第五類 郵便小包 | 六,五五五,〇〇〇 | 六,五五五,〇〇〇 |
| 私人勘定 輸出合計 | 七,六六六,四四四 | 一〇,五五五,〇〇〇 |
| 金屬(鐵、鋼を除く) 及同製品 | 四四九,〇〇〇 | 五八五,〇〇〇 |
| 製紙、板紙及印刷紙 | 三〇,九七五 | 三〇,九七五 |
| 鐵道用機械及車輛 | 五,一〇〇 | 五,一〇〇 |
| 護膜製製品 | 一,八〇〇 | 一,八〇〇 |
| 車輛(但自動車及鐵道用車輛を除く) | 三,七〇〇 | 三,七〇〇 |
| 綿織絲及同製品 | 一〇,一〇〇,〇〇〇 | 一〇,一〇〇,〇〇〇 |
| 黃麻織絲及同製品 | 一〇,一〇〇,〇〇〇 | 一〇,一〇〇,〇〇〇 |
| 精織絲及同製品 | 七,五〇〇,〇〇〇 | 七,五〇〇,〇〇〇 |
| 羊毛織絲及同製品 | 三,〇〇〇,〇〇〇 | 三,〇〇〇,〇〇〇 |
| 其他織絲及製品 | 一,五〇〇,〇〇〇 | 一,五〇〇,〇〇〇 |

輸出の大宗國たる英吉利は一九二三年二四四、五七七、一四八弗(一九二二年一七三、一〇二、七五七弗)、日本・亞米利加は夫々第二、三位を占む。次表は國別印度輸出貿易(私人勘定)を示せるものなり。

第五表 國別印度(私人勘定)輸出貿易表 (單位弗)

| 仕向地 | 一九二二年 | 一九二三年 | 仕向地 | 一九二二年 | 一九二三年 |
|--------|---------|---------|-----|-----------|------------|
| 英國 | 一七三,一〇二 | 二四四,五七七 | 露亞 | 三六六 | 一〇,〇〇〇 |
| 錫蘭 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 | 瑞典 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 海峽植民地 | 三,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 挪威 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 香港 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 | 獨逸 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 埃及 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 和蘭 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 加奈及 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 佛蘭 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 澳洲及新西蘭 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 支那 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 西班牙 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 日本 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 瑞西 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 亞利 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 伊太利 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 其他 | 一〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 奧太利 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 合計 | 七,六六六,四四四 | 一〇,五五五,〇〇〇 |
| 關東印度 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | | | |

對英貿易 一九二三年英本國は英印(私人勘定)輸入貿易額の五十八パーセントを供給し前年に第百五十號

比し減少せるは印度に於ける或種製品工業の發達と競争國の顯れ來れるによる。即ち石炭・染料・硝子器・鐵器及電燈及其附屬品等何れも減少し、英吉利よりの亞鉛引鐵板は大に増進したれども他の諸金屬及礦石輸入は減退せり。

塗料類は殆んど全部英吉利より輸入せり。其數量は一九二二、二二兩年に比し何れも増大せるも價額に於ては減少せり。印刷紙も亦前二箇年數量より多けれども價額に於ては然らず。食料品は一九二一年に比し増加を示せども前年よりは減少(他に食料品供給國ありたる爲め)したり。

英本國は生綿市場を依然獨占し居れども前年に比し數量價格何れも低下せり。晒綿は地方に歡迎せられ増加を見たり。英國製著色・捺染及染色綿は各増進したれども増加率よりすれば遙に日本に劣れり。英國製撚絲及織絲は前二箇年より減退せり。

煙草は紙卷煙草となつて多量英國より輸入せられ、前年に比し若干減少したれども一九二一年より倍加したり。

之れに對し英本國は大宗として原料品を輸入し一九二三年印度對英貿易額は前二箇年及一九一三年(戰前)に比し何れも著増せり。主要品米は約十萬噸以上、小麦三七二、〇三八噸、シエラク九四、三八八噸、滿俺礦三三〇、九四八噸(印度總輸出額の四割餘)を夫々英國に積出したり。

一九二一年に比し綠茶總輸出額二八二、八二一、八七九封度にて即ち減少したれども價額は四、五十パーセント増加せり。過去に於ける如く英國は印度茶の最大顧客なり。

尙ほ英本國は印度輸出原料黃麻總額の約二十五パーセント(其大部分はダンディ工場に送らる)又同工場は包装用ガンニ袋の重要顧客なり。輸出ガンニ袋中英國は六一、七三五、七〇〇碼、米國九四六、六二六、三八九碼、亞爾然丁共和國は米國の半以下を所要す。

對日本貿易 一九二三年印度輸入額は前年の十二パーセント増、戰前の約三倍なり。對日輸入貿易は前年に比し約六パーセント(一九一三年の三三パーセント)増、同輸出貿易は前年の殆んど三十パーセント(戰前の約七〇パーセント)方各々増加せり。之れに對し日本は一九二三年印度輸出貿易の約十三パーセントを購入し印度輸出貿易の第二位を占む。

例年日本は硝子器具・燐寸及絹製品の多額を輸出す。然れども現今硝子器具市場を維持することは困難なる状態にあり。而して日本は又印度に於ける燐寸市場(瑞典燐寸輸入の爲め)を失はんとす。一九二〇年瑞典は同品二、八二一、〇五一グロス、一九二三年には一躍五、二二〇、六八九を輸出せるに反し日本は一九二〇年一三、一八六、六四八グロスより一九二三年七、一六四、八六二に激減せり。

同年日本は絹反物各數量價額約其半以上(印度輸入總額の)を供給したれども過去數年間本品

の輸入減退は明なる所なり。輸入額若干増加せるは一九二三年價格騰貴による。
 日本は燃絲及織絲・莫大小・生晒綿・晒綿及著色・捺染若しくは染色綿の大輸出國にて一九二三年印度輸入燃絲及織絲價額の約半以上を供給す。然るに英國は東洋競爭國の爲め其地歩を失へるものゝ如し。日本製莫大小は又印度市場を壓倒す。
 之れに對し印度は原棉三六一、八七五、五四三留比(一一一、〇九五、七九二弗)即ち日本輸入總額の八十四パーセント輸出したり。原料黃麻包装用ガンニー袋、藍、バラフィン蠟及阿片を夫々輸出したれども前年に比し何れも若干減少せり。

對米貿易 一九二三年印度は米國より三七、二二一、五七六弗(戰前一九二三年の約二倍半増)を輸入せるも何れも一九二一、二二年よりも大に減退せり。然るに對米輸出貿易は向進せり。
 一九二二、二三兩年印度對米輸入貿易表を示せば次の如し

第六表 英印對米輸入貿易表 (單位弗)

| 種別 | 單位 | 一九二二年 | | 一九二三年 | |
|---------------|----|-------|-----|-------|------|
| | | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 衣裝類(莫大小及靴を含む) | 對 | 三九四 | 六五五 | 八〇三 | 一八五二 |
| 短靴 | 對 | | 三〇六 | | 六八六 |
| 刃物類 | 對 | | 八〇三 | | 三七八 |

| 種別 | 單位 | 一九二二年 | | 一九二三年 | |
|------------------|-------|-------|-----|-------|-----|
| | | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 染料(コール・タール) | 封 | | 三四九 | | 三四九 |
| 鐵器(刃物及電氣鍍金器具) | 度 | | 三三九 | | 三三九 |
| 電氣器械、器具及附屬品 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電扇、及附屬品 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電線、及海底電線 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電話、電信器械及器具 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電池 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 蓄電池及附屬品 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電燈附屬品(スイッチを含む) | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 米 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| スイッチ板(電話及電信用を除く) | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 絲皮及同製品 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 酒類 | ガロン | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 機械及製粉機械 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 電氣 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 汽鐘 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 鑛業 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 精米、製粉 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 煉糖 | ハンドレツ | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 鐵、鋼 | ド・ワイト | | 一〇〇 | | 一〇〇 |
| 條及チャンネル | 噸 | | 一〇〇 | | 一〇〇 |

| 品名 | 単位 | 一九二二年 | 一九二三年 |
|---------------------|----|-------|-------|
| 桿、桁及橋等 | 噸 | 二〇 | 三六 |
| ホルト及ナツ | 噸 | 六六 | 一八 |
| 箱及ストリップ | 噸 | 一七〇 | 一〇九 |
| 釘(電線を除く) | 噸 | 一七〇 | 一〇九 |
| リベット及座鐵 | 噸 | 一七〇 | 一〇九 |
| 管及補助具 | 噸 | 一七〇 | 一〇九 |
| 鉛 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 錫 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 鋼線 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 鋼索 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 油 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| ガソリン | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| ハンドレック | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| ド・ワイヤ | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 紙類 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 印刷用紙 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 包裝用紙 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 印刷用封筒 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 食料 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 鐵道器具及車輛材料 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 自動車用護膜輪 | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 文房具(製紙を除く) | 噸 | 一八三 | 一〇九 |
| 和蘭標準十六番糖及以上(甜菜糖を除く) | 噸 | 一八三 | 一〇九 |

| 品名 | 単位 | 一九二二年 | 一九二三年 |
|---------------|----|-------|-------|
| 綿及同製品 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 原料 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 莫大 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 反小 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 生晒 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 紙卷 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 紙煙 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 草 | 噸 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 自動車(乗合自動車を含む) | 輛 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 自動車 | 輛 | 一〇〇 | 一〇〇 |

印度對米輸入貿易の大宗は燈油にして一九二二、二三年に比し價額數量共増大し、一九二三年度に較ぶれば殆んど五十パーセントの増加なり。機械及製粉器械は第二位なれども一九二二年より減退し一九二三年輸入價額の約半に過ぎず。然れども一九二三年に比すれば大増加なり。第三位鐵器類は一九二三年度に二倍すれども一九二二年殊に一九二二年度よりも減少せり。對米輸出貿易 次表は一九二二、二三兩年に於ける對米及米領諸島輸出貿易を示せるものなり。

第七表 英印對米及米領諸島輸出貿易 (單位弗)

| | | | | | |
|------|-------|--------|---------|-------|------|
| 輸出合計 | 五七六〇七 | 二〇四七五八 | 米國製品進輸入 | 三〇九七五 | 三三三四 |
|------|-------|--------|---------|-------|------|

備考 一九二三年係數無し。

(未完) (Supplement to Com. Rep. No. 38, 25)

□ 蘭領東印度紙及紙製品輸入表 (單位：米國幣)

| 種類 | 一九一三年 | 一九二二年 | 一九二三年 | 一九二四年 |
|----------|--------|-------|--------|-------|
| 寫字用紙 | 三〇四七五 | 三三三五六 | 四〇〇三六 | 三〇一七五 |
| 新聞紙用白紙 | 六〇三三三 | 一五〇六九 | 三三三三六 | 一六〇三六 |
| 定期以外新聞用紙 | 二六七〇五 | 六三三九九 | 六五〇五五 | 二四一七六 |
| 壁紙 | | 七〇三 | 六八二 | |
| 紙製品 | | 八三三三三 | 一〇〇九五 | |
| 其他の紙 | 二四六六六 | 二八四七三 | 一七三九九〇 | |
| 合計 | 一〇〇一三三 | 三二八二〇 | 三九八六三 | |

- (1) は爪哇・マドゥラのみの計算なり
- (2) は噸を單位とせるものにして價格未だ調査中に屬するもの
- (3) は報告未著のもの

(カムマース・リポーツ七月六日)